

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年（2021年）年4月16日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザルに付す事項

- (1) 業務名  
北海道子どもの貧困対策ネットワーク事業
- (2) 業務の目的  
様々な課題を抱える子どもの声を受け止め、支援につなげていく「子どもの居場所」の取組を各地域で広めていくため、コーディネーターの派遣や研修会を実施し、地域での取組を支援する。
- (3) 契約期間  
契約締結の日から令和4年（2021年）3月10日まで

## 2 業務の内容

- (1) コーディネーター
  - ア 対象者 地域で子どもの居場所の開設を希望又は運営している者（市町村内に「子どもの居場所」がない市町村を優先する。）
  - イ 相談料 徴収しない。
  - ウ 実施内容 各地域に出向き、「子どもの居場所」の新規開設に向けた相談支援等を行う。  
その他、概ね週に3日、各種相談に応じる電話相談窓口を開設する。
  - エ 実施期間 契約締結の日から翌年3月10日まで実施。
- (2) 研修事業
  - ア 対象者 地域で子どもの居場所の開設を希望又は運営している者
  - イ 参加料 徴収しない。
  - ウ 実施内容 先行事例の紹介や子どもの居場所の安定的な運営に向けた研修を実施する。  
なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じること。
  - エ 実施回数 契約締結の日から翌年3月10日までに6回（檜山・上川を除く6振興局管内で各1回）実施。
- (3) 情報発信  
子どもの居場所について、民間との連携など、地域の実情に応じた情報の発信が可能となるよう情報収集及び報告書の作成を行う。
- (4) 業務の進捗状況の報告  
(1) から (3) の一連の事業終了後、道に実施結果を報告するとともに、随時、必要に応じて業務の進捗状況について報告する。

## 3 成果品の納入について

受託事業者は、業務の成果品として、次のとおり道に提出する。

2 (1) ～ (3) の実施結果に基づく報告書

上記の成果品を紙媒体で1部提出するとともに、電子データで提出する。

なお、電子データは word 形式など編集可能な形式とすること。

## 4 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 単独企業（法人又は個人を含む。）又は複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

- (2) 単独企業にあつては、次の要件のうち、クを除く全てを満たしていること。  
コンソーシアムにあつては、構成員全員がア〜クを満たし、かつ、ケ〜サのいずれかを満たしていること。  
また、構成員全員で要件を全て満たしていること。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ウ 北海道の競争入札参加資格指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。又は、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- エ 暴力団関係事業者等でないこと。  
また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。  
(7) 道税（個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。）  
(4) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税事務がある場合を除く。）  
(ウ) 消費税及び地方消費税
- カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。  
(7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出  
(4) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出  
(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- キ 道内に拠点をもつ法人又は個人であること。
- ク コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ケ 子どもの居場所の運営等について、3年以上の実績を持つこと。
- コ コーディネーターについては、対象事業者のニーズに沿った支援方法を提案し、かつ、その内容を効果的・効率的に修得させるためのノウハウを有すること。
- サ 研修事業については、子どもの居場所の運営等に運営等の手法等を適確かつわかりやすく教示することができること。

## 5 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、別途指示する参加表明書を提出し、4に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 提出期限 令和3年（2021年）4月23日（金） 午後5時（必着）
- イ 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）  
持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- ウ 提出先 住 所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
提出先 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課  
自立支援係 澤田宛て  
電話番号 011-231-4111（内線 25-778）  
F A X 011-232-4240
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

## 6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和3年（2021年）5月10日（月） 午後5時（必着）
- (2) 提出方法 5（1）イに同じ

(3) 提出先 5 (1) ウに同じ

## 7 参加表明書、企画提案説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和3年(2021年)4月16日(金)から令和3年(2021年)4月23日(金)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時までとする。)
- (2) 交付場所 5 (1) ウに同じ(北海道のホームページからもダウンロード可。)

## 8 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は、無効とする。

## 9 企画提案の選考基準

- (1) 事業者の業務遂行能力
- (2) 企画提案の内容

## 10 最良の提案をした者の選定方法

提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

なお、提案者が5名を越える場合は、書類選考を行う場合がある。

## 11 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 12 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁6階
- (3) 電話番号 011-231-4111(内線25-778)
- (4) F A X 011-232-4240

## 13 その他

- (1) 提案者の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約保証金  
契約金額の百分の十以上とするが、免除する場合がある。
- (5) その他詳細は、企画提案説明書、委託業務指示書による。

以上